

平成30年度 施策評価シート

基本目標		安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	430	高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる
施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる
施策の目標	介護が必要な状態になっても、居宅での介護保険サービス等の利用や地域の小規模・多機能サービス拠点の活用、施設入所に至る過程を通じて、住みなれた地域のなかで、高齢者が安心して暮らし続けています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「高齢になっても墨田区内で暮らし続けることができる」と思う区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	61.0%	-	-	-	63.0%	-	-	-	-	65.0%
実績	60.7%									
指標名	介護老人福祉施設入所待機者数									
	基準年(H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標	629人	-	-	-	450人	-	-	-	-	240人
実績	652人	522人								

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移(千円)	
・高齢者人口の増加にあわせて要介護者数が伸び、毎年新たに500名程度が特別養護老人ホーム入所を希望するため、施設整備の進展によっても特別養護老人ホーム入所待機者数は高値維持となる。 ・墨田区高齢者福祉総合計画・第7期介護保険事業計画の計画期間においては、地域包括ケアシステムの充実を図るが、医療と介護の連携強化や地域密着型サービスの整備等、様々な視点から取組を進めていき、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の構築を目指す。	H28	1,164,238
	H29	949,201
	H30	

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	施設整備等の進展により、入所待機者数は抑えられていると考えられるため。

4 今後の施策の運営方針

一次評価	最終評価	施策の戦略的方向性
		(1) 優先的に資源投入を図る。
		(2) 現状維持とする。
		(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
		(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】		
団塊の世代が75歳に達する平成37年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける基盤整備を進める必要がある。また、高齢者福祉サービスを継続し、居宅生活を支援する必要がある。		
【今後の具体的な方針】		
墨田区高齢者福祉総合計画・第7期介護保険事業計画の計画期間が始まったため、計画に定める「基本理念」、「基本目標」及び「施策の方向性」に基づく各事業を着実に進めていく。		

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標	直近の評価内容
						年度目標値	評価結果
						年度実績値	評価対象年度
1	特別養護老人ホーム等整備事業	4	2,664	2,668	介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活が困難となった要介護者のために、特別養護老人ホームの整備を支援する。	508	現状維持
						552	平成29年度
2	地域密着型サービス整備事業	0	5,329	5,329	施設整備費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。	34	改善・見直し
						23	平成29年度
3	都市型軽費老人ホーム整備助成費	76,000	3,552	79,552	低廉な利用料で施設を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。	100	現状維持
						97.5	平成29年度
4	高齢者の権利擁護・虐待防止事業	4,809	34,636	39,445	高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室、関係機関と連携し、高齢者虐待を未然に防くまたは早期に発見する。また権利擁護制度の利用促進及び高齢者虐待防止についての普及啓発活動、養護者の負担軽減対策等、虐待防止に関する事業を行うことにより施策の目的達成につなげている。	55	現状維持
						63.5	平成28年度
5	高齢者福祉電話サービス事業	4,204	5,329	9,533	週1回の定期的な電話連絡（電話訪問）を通じて、孤立しがちな一人暮らし高齢者等に対して、安否確認や精神的な不安を和らげることが行われていることから施策に合致する事業と考えられる。	80	改善・見直し
						56	平成29年度
6	ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業	37,836	5,329	43,165	一人暮らし高齢者等に対して急病等の緊急時に迅速な救命活動及び安全確保を図り、平時においても健康相談や定期的な安否確認を通じて精神的な不安を解消することから、施策に合致する事業と考えられる。	580	改善・見直し
						316	平成29年度
7	ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム事業(火災安全システム事業)	523	888	1,411	平成11年12月1日に火災安全システム事業を開始。火災警報器等を設置することで、ひとりぐらし高齢者等の失火などによる火災の危険性を軽減させる。	0	改善・見直し
						0	平成28年度
8	高齢者配食みまもりサービス事業費	48,126	2,664	50,790	定期的に栄養のバランスの取れた食事を直接届けることにより、安否の確認だけでなく高齢者の健康の保持も行うことができ、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」一助となる。	145	改善・見直し(効果測定)
						67	平成29年度
9	高齢者熱中症等対策事業	1,242	888	2,130	熱中症対策の広報・啓発活動避暑対策を通じて、夏季において高齢者が安心して暮らすことのできる環境づくりに寄与している。	16	改善・見直し
						15	平成29年度
10	小規模多機能型居宅介護施設等開設助成	2,333	3,552	5,885	開設当初の運営経費等の補助を行うことで事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。	14	改善・見直し
						8	平成29年度
11	介護保険事業者振興事業	980	4,441	5,421	介護保険サービス事業者が提供する介護サービスの質の向上及び適正な介護保険給付が行われることにより、利用者が安心して介護サービスを利用できる。	4	改善・見直し
						7	平成28年度
12	高齢者自立支援住宅改修助成事業	65,168	14,210	79,378	要介護状態になるのを予防し、また要介護状態になっても介護負担を軽減することによって、在宅生活を可能にする。	181	改善・見直し(効果測定)
						190	平成28年度
13	高齢者生活支援型日常生活用具給付事業	11,759	4,441	16,200	高齢者に日常生活用具を給付することにより、在宅での自立した生活を支援する。 ・要介護認定で「非該当」と認定された方に腰掛便座等を給付 ・歩行に障害が認められた方にシルバーカーを給付・限度額 生涯10万円・本人負担額 課税状況により1割または2割	627	改善・見直し(効果測定)
						607	平成29年度

14	墨田区介護相談員育成事業	1,662	7,105	8,767	派遣施設14か所を訪問し、介護保険制度の周知、制度についての疑問や不安を聞き取り、利用者と事業者の「橋渡し」や区としての問題解決に努める。	336	改善・見直し
						336	平成28年度
15	介護保険特別対策事業(生計困難者軽減)	495	2,664	3,159	介護サービスを利用した生計困難者の本人負担分を軽減(事業者負担)し、その事業者に対し、負担分の一部を公費により補助する。 事業者が利用者の自己負担額の1/4を軽減し、その軽減額の1/2を区が補助する。区が補助した額の1/2を都が補助する。(うち、社福事業者の本来受領額の10%を超過した額の3/4を国が補助する。)	50	改善・見直し
						17	平成29年度
16	高齢者サービス推進調整事業(介護保険サービス利用前環境整備)	196	888	1,084	在宅サービスを必要とする者に対して大掃除サービスを実施し、対象者の衛生及び健康状態を回復させ、在宅サービスを受けやすい環境を作ることにより、高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境につながる。	3	改善・見直し
						2	平成29年度
17	高齢者サービス調整推進事業(特別養護老人ホーム入所希望者調整)	166	3,552	3,718	真に特養入所が必要な高齢者が優先的に入所できるよう入所判定基準を設け施設利用の公平性と透明性を確保する。待機者特別対策として近隣他県等の特養・老健と連携し特に早急な入所を要する区民受入体制を構築する。	344	現状維持
						308	平成29年度
18	ねたきり在宅高齢者に対する布団乾燥事業費	578	888	1,466	65歳以上で介護保険の要介護認定が「要介護3」以上の在宅の方のうち、常時臥床状態にありご家庭で寝具の洗たく乾燥が困難な方に対して、寝具類の乾燥及び水洗いに要する費用の一部を助成する。	342	改善・見直し
						237	平成29年度
19	ねたきり在宅高齢者理美容サービス事業費	8,761	3,552	12,313	ねたきりで、自身で理美容店に行けない人に対する支援であるため、高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境づくりに寄与する施策である。	1,652	改善・見直し(効果測定)
						1,595	平成29年度
20	ねたきり在宅高齢者の家族介助者に対する慰労事業	651	2,664	3,315	ねたきりなどの高齢者を介助している家族への慰労事業により、高齢者が安心して地域で暮らし続けることができる。	179	改善・見直し(効果測定)
						147	平成29年度
21	ねたきり高齢者に対する紙おむつ支給等事業費	101,856	8,881	110,737	要介護者及び家族の経済的、精神的負担を軽減し、高齢者福祉の向上を図る。	19,400	改善・見直し
						19,172	平成29年度
22	高齢者補聴器購入費助成事業費	1,060	1,776	2,836	聴力機能の低下により、家族等とのコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、コミュニケーションの確保とともに、引きこもりの防止を図り、積極的な社会参加を促す。(平成27年9月開始)	100	改善・見直し(効果測定)
						60	平成29年度
23	外国人介護従事者等日本語学習支援事業費	2,000	888	2,888	介護業務に従事する在日外国人の日本語能力の習得を支援することで、介護分野における人材の育成及び介護サービスの向上を目指す。	900	改善・見直し(効果測定)
						599	平成29年度
24	高齢者福祉情報システム運用経費	12,011	2,664	14,675	高齢者・障害者福祉情報システムは、福祉サービスが必要増大する中で、事務の効率化及び相談業務支援強化のため、平成8月に構築開始、平成9年から稼働している。稼働後は条件変更、修正要望に対応するなど、システムの安定運用に努めている。平成25年度から新システムへ入替えを行い、さらなる事務の効率を図る。平成26年度から新システム(WebRings)正式稼働。	200	改善・見直し
						191	平成29年度
25	特別永住者福祉給付金支給事業	360	888	1,248	国民年金制度上老齢基礎年金等を受けないことができない在日外国人等に対し、経済的支援を行うことにより、福祉の向上を図る。	24	現状維持
						24	平成28年度
26	高額介護サービス費等貸付事業	0	0	0	高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費が支給される介護保険利用者で、必要な費用の支払いが困難なものに対して、介護保険から償還金が支給されるまでの間、支給相当額の貸付を実施することで費用を心配せずに介護サービスを利用できる。	1	現状維持
						0	平成29年度

27	特別養護老人ホーム建設助成費	91,601	888	92,489	特別養護老人ホーム入所希望者を入所に結びつける。また、社会福祉法人が健全な運営を行うことにより、高齢者及び介護者が安心して施設利用できるようにする。	3	現状維持
						3	平成28年度
28	はなみずきホーム管理運営費	35,866	1,776	37,642	要支援者・要介護者で在宅では適切な介護が困難な高齢者に対して、日常生活を送るうえで常に介護を必要とし、施設介護サービスを提供する。また、在宅高齢者やその家族等に各種サービスの提供し、在宅高齢者やその家族等の生活支援をする。	100	現状維持
						92.7	平成29年度
29	たちばなホーム管理運営費	99,847	1,776	101,623	要支援者・要介護者で在宅では適切な介護が困難な高齢者に対して、日常生活を送るうえで常に介護を必要とし、施設介護サービスを提供する。また、在宅高齢者やその家族等に各種サービスの提供し、在宅高齢者やその家族等の生活支援をする。	100	現状維持
						96.2	平成29年度
30	なりひらホーム管理運営費	47,949	1,776	49,725	要支援者・要介護者で在宅では適切な介護が困難な高齢者に対して、日常生活を送るうえで常に介護を必要とし、施設介護サービスを提供する。また、在宅高齢者やその家族等に各種サービスの提供し、在宅高齢者やその家族等の生活支援をする。	100	現状維持
						94.1	平成29年度
31	うめわか高齢者在宅サービスセンター管理運営費	58,456	1,776	60,232	在宅高齢者やその家族等に各種介護サービスなどを提供することで、支援し心身機能の向上と社会交流の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。	80	現状維持
						72.2	平成29年度
32	高齢者サービス調整推進経費(養護老人ホーム入所判定委員会)	70	888	958	要判定となった対象者に対して入所措置を講じることにより、心身の健康を保持し安定した生活を送ることができる。	14	現状維持
						18	平成28年度
33	老人ホーム委託保護費	226,393	8,881	235,274	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへ入所措置をすることで、心身の健康を保持し安定した生活を送ることができる。	10	現状維持
						18	平成28年度
34	高齢者ホームヘルプサービス事業	0	888	888	やむを得ない事由により、介護保険法の訪問介護サービスを利用することが著しく困難である方でも、日常生活の支援サービスを受けることで、心身の健康を保持し安定した在宅生活を送ることができる。	1	現状維持
						0	平成29年度
35	介護軽度者に対するホームヘルプサービス事業	3,818	2,664	6,482	ヘルパー利用限度回数または区分支給限度額を超えてなお生活援助や身体介護が必要な方に対して、援助員を派遣し、要支援者が在宅生活を継続するため支援をしている。	2,531	改善・見直し
						1,235	平成29年度
36	軽度生活援助サービス事業	2,421	2,664	5,085	区分支給限度額を超えてなお生活援助が必要な高齢者に対し生活援助員を派遣することで、要介護者の在宅生活継続を支援している。	1,356	改善・見直し
						1,054	平成29年度

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	特別養護老人ホーム等整備事業	1						
事業概要	特別養護老人ホーム入所待機者解消を図るため、特別養護老人ホームの整備を推進する。	主管課・係(担当)						
		介護保険課 管理・計画担当 03-5608-6924						
施策への関連性	介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活が困難となった要介護者のために、特別養護老人ホームの整備を推進する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	特別養護老人ホーム待機者 平成30年3月 522人(判定結果 A 213人、B 223人、C 86人) 特別養護老人ホーム申込者 平成30年3月 131人(新規121人、再申請10人)							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	特別養護老人ホームの整備には多額の費用を要するため東京都が補助制度を設けている。区でも区内特別養護老人ホームの整備率の向上及び安定した事業展開を図るため、社会福祉法人に対する支援を行っている。							
有効性・適格性	手段に対する指標(活動指標)	指標	整備床数				単位	床
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,072	37	目標	772	772	772	772
				実績	772	772		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	872	872	972	972	1,072	1,072
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	整備床数の推移により、事業の進捗状況を把握できる。特別養護老人ホーム入所待機者数減少のため、今後も施設整備を進める。							
	目的に対する指標(成果指標)	指標	待機者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		240	37	目標	629	508	508	508
			実績	652	522			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		450	450	345	345	240	240	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
待機者数の減少の推移により、事業目的の達成の度合いを把握できる。								
財政面〔決算額〕(単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	220,919	4						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				
					助成額は事業者提案方式であること、また、施設規模、工事出来高等により増減する。			

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
平成30年3月現在、特別養護老人ホームの入所を希望する待機者が522人いるため、施設整備推進が必要である。また、都の施設整備費補助のみでは社会福祉法人の経済的負担が重いため、施設安定運営、整備法人誘致のためにも区の施設整備費補助が必要である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由					
施設整備を推進することにより、在宅での生活が困難になった要介護者や介護する家族が安心して生活できる環境を整えることができる。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
高齢化社会に対応するため、特別養護老人ホームに限らず様々な高齢者施設を複合的に整備する必要がある。区補助額は事業者提案方式を採用することにより、コスト削減を図っている。					
中間・最終年度の講評	平成29年度末までに区内では特別養護老人ホームが9施設（整備床数計772床）が整備され、入所待機者数の減少を図ることができている。				
今後の方向性	平成30年3月現在、特別養護老人ホームの入所を希望する待機者は522人おり、また、平成37年度に向けて後期高齢者の増加に伴う要介護者の増加が見込まれているため、今後も施設整備の推進が必要である。				

平成30年度 補助金評価シート

補助金名称	特別養護老人ホーム等建設助成費						主管課・係（担当）	
根拠法令	社会福祉法人に対する助成に関する条例						介護保険課 管理・計画担当	
事業概要	特別養護老人ホームを整備する社会福祉法人に対し、社会福祉法人の費用負担軽減を図るため、施設整備費の一部を助成する。						03-5608-6924	
							事業の終期	
							平成37年度	
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	特別養護老人ホーム待機者 平成30年3月 522人（判定結果 A 213人、B 223人、C 86人） 特別養護老人ホーム申込者 平成30年3月 131人（新規121人、再申請10人）							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 特別養護老人ホームの整備には多額の費用を要するため、東京都が補助制度を設けている。区でも区内特別養護老人ホームの整備率の向上及び安定した事業展開を図るため、社会福祉法人に対する支援を行っている。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	整備床数				単位	床
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		1,072	37		目標	772	772	772
					実績	772	772	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	872	872	972	972	1,072	1,072
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	整備床数の推移により、事業の進捗状況を把握できる。特別養護老人ホーム入所待機者数減少のため、今後も施設整備を進める。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	待機者数				単位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		240	37		目標	629	508	508
					実績	652	522	
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	450	450	345	345	240	240
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
待機者数の減少の推移により、事業目的の達成の度合いを把握できる。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	220,919	0						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 助成額は事業者提案方式であること、また、施設規模、工事出来高等により増減する。				
施策への関連性	介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での生活が困難となった要介護者のために、特別養護老人ホームの整備を進める。							

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
平成30年3月現在、特別養護老人ホームの入所を希望する待機者が522人いる。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	ある	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
都の施設整備費補助のみでは社会福祉法人の経済的負担が重いため、施設安定運営、整備法人誘致のためにも区建設助成が必要である。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切			
判断理由				
区補助額は事業者提案方式を採用することにより、コスト削減を図っている。				
【評価結果】				
現状維持・拡充				
中間・最終年度の講評	施設整備費の助成を行うことで、特別養護老人ホームの整備を促進し、入所待機者数の減少を図ることができている。			
今後の方向性	今後も施設整備費の助成を行い、施設整備の促進を図っていく。			

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位							
事務事業	地域密着型サービス整備事業	2							
事業概要	介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で24時間・365日体制の介護サービスに支えられながら安心して暮らし続けられる環境を整備するため、地域密着型サービス整備費等を補助することにより、整備事業者を支援し、介護サービス提供体制の充実を図る。	主管課・係(担当)							
		介護保険課管理・計画担当 03-5608-6924							
施策への関連性	施設整備費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。								
必要性・妥当性	区民のニーズ								
	高齢者人口の増により、地域密着型サービスのニーズは年々増加傾向にある。								
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)								
	急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整備するため、地域密着型サービスの整備が急務となっており、都の間接補助事業として、区が実施している。								
有効性・適格性	手段に対する指標(活動指標)	指標	施設整備費等補助金(基準年からの累計)				単位	千円	
		最終目標値	目標年度			基準年(H28)	H29	H30	H31
		1,071,850	37	目標	211,299	330,464	414,844	594,214	
				実績	0	0			
				H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	680,914	781,488	985,150	1,071,850	1,071,850	1,071,850	
	実績								
	指標の選定理由及び目標値の理由								
	施設整備費等補助金の実績により、事業の実施状況を確認することができる。補助金の支出予定金額(当初予算)が、介護保険事業計画における施設整備計画数を反映しているため、これを目標値とする。(平成33年度以降については推計値であり、第8期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。)								
	目的に対する指標(成果指標)	指標	施設整備数(認知症高齢者GH・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)				単位	施設数	
		最終目標値	目標年度			基準年(H28)	H29	H30	H31
		29	37	目標	29	34	23	25	
実績				22	23				
		H32	H33	H34	H35	H36	H37		
目標		26	26	28	29	29	29		
実績									
指標の選定理由及び目標値の理由									
施設整備数により、本事業の成果を確認することができる。目標値は介護保険事業計画における施設整備計画数とする。(平成33年度以降については推計値であり、第8期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。)									
財政面〔決算額〕(単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34		
	0	0							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 新規施設整備数により変動する。					

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整備するため、地域密着型サービスの充足が求められている。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備促進を行っているが、介護人材の不足等の理由により、新規施設整備が進みにくい状況にある。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
国から一層の在宅介護の充実を求められており、地域ニーズに合った地域密着型サービスの整備促進を図っている。					
中間・最終年度の講評	第7期介護保険事業計画において目指す「地域包括ケアシステムの充実」には、地域密着型サービスの充実が欠かせない。地域密着型サービスについては、今後もより地域のニーズに合った整備と施設整備費等の補助事業の充実を図り、整備を促進する必要がある。				
今後の方向性	施設の計画的な整備を促進する。補助事業を継続し、積極的な民間参入を目指す。				

平成30年度 補助金評価シート

補助金 名称	地域密着型サービス整備事業						主管課・係（担当）			
根拠法令	墨田区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱等						介護保険課管理・計画担当			
事業概要	介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で24時間・365日体制の介護サービスに支えられながら安心して暮らし続けられる環境を整備するため、地域密着型サービス整備費等を補助することにより、整備事業者を支援し、介護サービス提供体制の充実を図る。						03-5608-6924			
							事業の終期			
							平成37年度			
必要性・ 妥当性	区民のニーズ									
	高齢者人口の増により、地域密着型サービスのニーズは年々増加傾向にある。									
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）									
急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整備するため、地域密着型サービスの整備が急務となっており、都の間接補助事業として、区が実施している。										
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	施設整備費等補助額（基準年からの累計）				単 位	千円		
		最終目標値	目標年度			基準年(H28)	H29	H30	H31	
		1,071,850	37	目標	211,299	330,464	414,844	594,214		
				実績	0	0				
					H32	H33	H34	H35	H36	H37
				目標	680,914	781,488	985,150	1,071,850	1,071,850	1,071,850
			実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由									
	施設整備費等補助金の実績により、事業の実施状況を確認することができる。補助金の支出予定金額（当初予算）が、介護保険事業計画における施設整備計画数を反映しているため、これを目標値とする。（平成33年度以降については推計値であり、第8期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。）									
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	新規施設整備数（認知症高齢者GH・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）					単 位	施設数	
		最終目標値	目標年度			基準年(H28)	H29	H30	H31	
		29	37	目標	29	34	23	25		
			実績	22	23					
				H32	H33	H34	H35	H36	H37	
			目標	26	26	28	29	29	29	
		実績								
指標の選定理由及び目標値の理由										
施設整備数により、本事業の成果を確認することができる。目標値は介護保険事業計画における施設整備計画数とする。（平成33年度以降については推計値であり、第8期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。）										
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34			
	0	0								
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 新規施設整備数により変動する。						
施策への 関連性	施設整備費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。									

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整備するため、地域密着型サービスの充足が求められている。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備促進を行っている。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
国から一層の在宅介護の充実を求められており、地域ニーズに合った地域密着型サービスの整備促進を図っている。				
【評価結果】				
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">現状維持・拡充</p>				
中間・最終年度の講評	第7期介護保険事業計画において目指す「地域包括ケアシステムの充実」には、地域密着型サービスの充実が欠かせない。地域密着型サービスについては、今後もより地域のニーズに合った整備と施設整備費等の補助事業の充実を図り、整備を促進する必要がある。			
今後の方向性	施設の計画的な整備を促進する。補助事業を継続し、積極的な民間参入を目指す。			

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	都市型軽費老人ホーム整備助成費	3						
事業概要	都市部における低所得高齢者向け住宅の不足に対処するため、H22年4月に厚生労働省令が改正され、従来の軽費老人ホームの基準を緩和した「都市型軽費老人ホーム」を創設された。区では、H22年度より都市型軽費老人ホーム整備費補助事業を開始した。6棟が開設済みである。H30年度に7棟目の整備事業者を選定、31年度中に開設予定である。	主管課・係（担当）						
		高齢者福祉課相談係						
		03-5608-6171						
施策への関連性	身体機能の低下等により、居宅でのひとり暮らしに不安がある60歳以上の低所得高齢者に対して、国及び都の補助制度を活用し、区が整備事業者の募集を実施することで、低廉な利用料で施設を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	平成29年度末の区内都市型軽費老人ホームの稼働率（全在所者数 / 全床数）は97.5%と、高い水準にある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	国及び都が、各区市を公募窓口とした、区の一般財源を用いない整備費補助事業のため、代替不可。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	区内都市型軽費老人ホーム総整備棟数				単位	棟
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		8	32	目標	5	6	6	7
				実績	5	6		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	8					
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いものと見込まれるので、未整備地域に優先して整備を継続していく必要があるため。（国及び都の補助制度は平成30年5月現在、H32年度末着工分まで予定されている）							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	区内都市型軽費老人ホームの稼働率 (全在所者数 / 全床数)				単位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		100	37	目標	100	100	100	100
				実績	92	97.5		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	100	100	100	100	100	100
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
稼働率の低下は運営事業者の財務状況の悪化を招き、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼすため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	84,030	76,000						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 整備事業者の選定状況及び事業の進捗状況により、決算額は変動する。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
高齢者人口の増加とともに必要とされる施設であり、国及び都の補助事業を活用できる。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業開始8年で6棟が開設している。国及び都の補助事業を活用でき、区の負担を抑えることができる。		5	5	5	5
3 効率性・経済性		現状維持の上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
整備計画どおり順調に整備数は推移しており、稼働率も安定している。					
中間・最終年度の講評	現在までに6棟120床の整備が終了し、7棟目の整備事業者を選定し整備を進めている。利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いものと見込まれる。整備費補助事業として制度化されており、継続実施と判断する。				
今後の方向性	利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いものと見込まれるため、未整備地域に優先して、整備事業候補者の募集及び整備支援事業を継続的に実施する。				

平成30年度 補助金評価シート

補助金 名称	都市型軽費老人ホーム整備事業補助金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区都市型軽費老人ホーム整備事業補助要綱						高齢者福祉課相談係	
事業概要	都市部における低所得高齢者向け住宅の不足に対処するため、H22年4月に厚生労働省令が改正され、従来の軽費老人ホームの基準を緩和した「都市型軽費老人ホーム」が創設された。区では、H22年度より都市型軽費老人ホーム整備費補助事業を開始した。6棟が開設済みである。H30年度に7棟目の整備事業者を選定、31年度中に開設予定である。						03-5608-6171	
							事業の終期	
							平成32年度	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	平成29年度末の区内都市型軽費老人ホームの稼働率（全在所者数 / 全床数）は97.5%と、高い水準にある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	国及び都が、各区市を公募窓口とした、区の一般財源を用いない整備費補助事業のため、代替不可。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	区内都市型軽費老人ホーム総整備棟数				単位	棟
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		8	32	目標	5	6	6	7
				実績	5	6		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	8					
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いものと見込まれるので、未整備地域に優先して整備を継続していく必要があるため。（国及び都の補助制度は平成30年5月現在、H32年度末着工分まで予定されている）							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	区内都市型軽費老人ホーム稼働率 (全在所者数 / 全床数)				単位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		100	37	目標	100	100	100	100
				実績	92	97.5		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	100	100	100	100	100	100
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
稼働率の低下は運営事業者の財務状況の悪化を招き、利用者の快適な施設利用やサービスの質にも影響を及ぼすため。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	84,030	76,000						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 整備事業者の選定状況及び事業の進捗状況により、決算額は変動する。				
施策への 関連性	身体機能の低下等により、居宅でのひとり暮らしに不安がある60歳以上の低所得高齢者に対して、国及び都の補助制度を活用し、区が整備事業者の募集を実施することで、低廉な利用料で施設を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。							

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
高齢者人口の増加とともに必要とされる施設であり、国及び都の補助事業を活用できる。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	合致している	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
事業開始8年で6棟が開設している。国及び都の補助事業を活用でき、区の負担を抑えることができる。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切			
判断理由				
整備計画どおり順調に整備数は推移しており、稼働率も安定している。				
【評価結果】				
<h1>現状維持・拡充</h1>				
中間・最終年度の講評	現在までに6棟120戸の整備が終了し、7棟目の整備事業者を選定し整備を進めている。利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いものと見込まれる。整備費補助事業として制度化されており、継続実施と判断する。			
今後の方向性	利用状況もほぼ満床で推移しており、今後の需要も高いものと見込まれるため、未整備地域において、整備事業候補者の募集及び整備支援事業を継続的に実施する。			

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者福祉電話サービス事業	5						
事業概要	ひとり暮らし高齢者に対して、定期的に電話による安否確認を行うとともに各種相談に応じることで、高齢者が地域で安心して生活できるように支援する。 なお、電話を持っていない方には、区が福祉電話機（固定電話）を貸与し、工事費及び基本料金を負担する。	主管課・係（担当）						
		高齢者福祉課地域支援係 03-5608-6170						
施策への関連性	週1回の定期的な電話連絡（電話訪問）を通じて、孤立しがちな一人暮らし高齢者等に対して、安否確認や精神的な不安を和らげることが行われていることから施策に合致する事業と考えられる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	第24回墨田区住民意識調査（平成28年度）では、「区が取り組むべき高齢者福祉施策」の項目において、「見守り・安否確認」の回答は27.2%となっており、本事業に対する区民のニーズが高いと考えられる。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 第24回墨田区住民意識調査（平成28年度）では、「区が取り組むべき高齢者福祉施策」の項目において、「見守り・安否確認」の回答は27.2%となっており、本事業に対する区民のニーズが高いと考えられる。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	福祉電話利用者数（電話貸与者＋自己所有者）				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		330	37	目標	240	250	260	270
				実績	224	208		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	280	290	300	310	320	330
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	携帯電話の普及に伴い、固定電話の必要性は逡減してきている。今後は「真に必要な貸与者」を精査しながら貸与を進めていく計画であり、本目標値を設定した。考え方としては、固定電話の貸与者（現在152人）については逡減していき、自己所有電話機（携帯電話・自宅固定電話）を利用する者の増加を見込んでいる。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	福祉電話利用者数（自己所有）				単位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
240		37	目標	60	80	100	120	
			実績	59	56			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		140	160	180	200	220	240	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
携帯電話を所有する高齢者が増加していること踏まえ、今後は固定電話の貸与に代えて、自己所有の高齢者へのアプローチを強化し、電話訪問を介在とした見守りネットワークの構築を進める方向性を視野に入れて、本指標を設定した。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	4,533	4,204						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 ほぼ横ばい				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	増加傾向だが不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
電話の貸与等により効率的に安否確認をする環境を提供できているが、一方で貸与が必要な利用者かどうかについては個別に精査していく必要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
目標は達成していないものの、定期的な電話訪問により、安否を確認するだけでなく利用者の現状や相談事項を把握したり、自立支援に繋げたりと必要な福祉サービスに結び付けることが可能となるため。		3	5	4	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
安否確認を行うための電話貸与であることや、通話料金は本人負担であることの周知の工夫を行うなど実工程に改善の余地があるため。					
中間・最終年度の講評	ひとり暮らし高齢者に対して、定期的に電話による安否確認を行い、各種相談を行うなど、一定程度の成果を達成した。				
今後の方向性	高齢者の孤立を防ぐため、電話というツールを利用した働きかけを強化し、本人を支援するみまもりネットワークの構築をすすめる。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	6						
事業概要	ひとり暮らし高齢者等が家庭内の急病等の緊急事態に陥った際、通報機からの通報を受信し、看護師等専門スタッフが状況を把握して救急搬送の手続き等を行う。また、同スタッフによる定期的に安否確認及び相談を行うことで、地域で安心して生活できるよう支援する。	主管課・係（担当）						
		高齢者福祉課地域支援係 03-5608-6170						
施策への関連性	一人暮らし高齢者等に対して急病等の緊急時に迅速な救命活動及び安全確保を図り、平時においても健康相談や定期的な安否確認を通じて精神的な不安を解消することから、施策に合致する事業と考えられる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	高齢者世帯に占めるひとり暮らし高齢者世帯数及び複数の持病を抱えた高齢者が増加していることから、本事業に対する区民のニーズは高いと考えられる。なお、第24回墨田区住民意識調査（平成28年度）では、「区が取り組むべき高齢者福祉施策」において「見守り・安否確認」が27.2%と上位を占めている。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	居住空間の機械警備と連動した安否確認システム等様々な機器が導入・運用されていることから、代替の選択肢は多様化している。ただし、利用料等自己負担について、様々な生活状況を有する高齢者に対して、公平かつ平等に経済的支援をしていくには、現在の一般的な電話回線を使用する緊急通報システムの継続が望ましい。							
有効性・適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	民間型利用者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3,000	37	目標	1,510	1,420	1,600	1,800
				実績	1,232	1,264		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	上述の区民ニーズからも利用希望者が今後も増加することが見込まれるため、近年の年間新規設置台数を活用し、活動指標を設定した。なお、新規設置数から転居・死亡等を起因として利用廃止する想定人数を差し引いている。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	緊急対応件数				単位	件
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
2,900		37	目標	290	580	870	1160	
			実績	324	316			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目標		1,450	1,740	2,030	2,320	2,610	2,900	
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
利用希望者の増加に伴い、利用者からの通報対応件数が増加することが見込まれる。対応件数が増加することで、より多くのひとり暮らし高齢者等の安全確保に繋がることから成果指標として設定した。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	38,170	37,836						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕				
				利用者が増加傾向にあることから、事業予算額も増加していくことが想定される。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	増加傾向だが不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
ひとり暮らし高齢者および複数の持病を抱えた高齢者が増加していることから区民ニーズは高い。また、24時間365日相談対応を行っているという点でも孤立感や不安を解消する仕組みとして有効であるため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
民間警備会社に委託することで常時対応体制が確保でき、利用者の不安を解消するという意味で効果が高い。利用者数も年々増加傾向にあり、目標値を達成しているため。		4	5	4	4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
機器設置までの期間や設置手順のほか、自己負担料金発生の可能性について十分な理解が得られないと、利用に至らない場合があるため。					
中間・最終年度の講評	事業の必要性は高く、携帯電話が普及し固定電話回線を契約しない高齢者も増加している中、一定程度の成果を達成することができた。				
今後の方向性	ひとり暮らし高齢者や、複数の持病を抱えた高齢者も増加していくと推定されることから、継続した事業実施が求められる。今後、携帯電話を活用したシステムを検討するのほか、見守り・安否確認のニーズに対応できる安否確認センサの設置勧奨も進めていく。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者配食みまもりサービス事業費	8						
事業概要	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に栄養のバランスの取れた食事を提供することにより、高齢者の健康の保持及び安否確認を行い、併せて地域の専門機関等との連携を図りながら、高齢者の食の自立への支援を行い、もって高齢者福祉の向上を図る。	主管課・係(担当)						
		高齢者福祉課支援係 03-5608-6168						
施策への関連性	定期的に栄養のバランスの取れた食事を直接届けることにより、安否の確認だけでなく高齢者の健康の保持も行うことができ、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」一助となる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	墨田区住民意識調査(第24回)における「区が取り組むべき高齢者福祉施策」について、「見守り・安否確認」が27.2%(全体で3番目に高い)と見守り事業について区民のニーズは高いといえる。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	食事の配食事業は民間でも多数実施しており代替検討の余地はあるが、区で実施している配食事業は、徹底した本人確認等の「見守り」機能を有しており、この水準を維持するためには、区が実施する必要がある。							
有効性・適格性	手段に対する指標(活動指標)	指 標	利用者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3,070	37	目標	2,800	2,850	2,865	2,880
				実績	2,743	2,666		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	2,895	3,010	3,025	3,040	3,055
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	利用者数の推移から、事業ニーズ等を図ることができるため。目標値の修正について...H28年度からH29年度の実績値の推移を考慮し、H30年度以降の目標値の修正を行った。							
	目的に対する指標(成果指標)	指 標	安否確認件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		100	37	目標	150	145	140	135
			実績	151	67			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	130	125	120	115	110	100
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
安否確認の件数については、利用者の危機等に対して直接対応した実績であり、見守り事業の成果といえる。また、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」という目的達成のために必要な指標のため。目標値の修正について...安否確認件数自体は減少していくことが望ましいため、本事業においても通報件数が年間100件程度になるようH29年度を含め目標値の修正を行った。								
財政面〔決算額〕(単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	52,322	48,126						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 平成28年度から事業単価の見直しを行ったため、減少傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	不十分				
区が実施すべき強い理由があるか	必須だが裁量余地あり				
判断理由					
民間でも多数実施しており代替の余地はあるが、区で実施している食事業については、高い水準での「見守り」機能を有しており、この水準を維持するためには、区が実施する必要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している	効率性 経済性		有効性 適格性	
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
見守りの事業であり、「高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる」という目的達成には必要な事業であるが、成果が見えづらい点が課題である。		3	4	3	3
3 効率性・経済性		効果測定及び改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実工程やコストに改善の余地がないか	ある				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	未測定				
判断理由					
平成28年度から事業単価を見直し、事業コストが低減したが、まだ受託事業者間で事業単価に乖離があるため、引き続き改善していく必要がある。					
中間・最終年度の講評	高齢者の健康保持及び安否確認に有効であり、食を通した見守りは高齢者が利用しやすい。				
今後の方向性	民間事業者による見守りが定着してきていることから、民間活用を広げたいうえで、事業を継続する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	小規模多機能型居宅介護施設等開設助成	10						
事業概要	小規模多機能型居宅介護施設や看護小規模多機能型居宅介護施設の整備を促進するため、運営事業者にとって特に負担の大きい開設当初の運営経費等を補助する。	主管課・係(担当)						
		介護保険課管理・計画担当						
		03-5608-6924						
施策への関連性	開設当初の運営経費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	高齢者人口の増により、小規模多機能型居宅介護施設等のニーズは年々増加傾向にある。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の整備が急務となっており、区が小規模多機能型居宅介護施設等の整備を促進していく必要がある。							
有効性・適格性	手段に対する指標(活動指標)	指標	小規模多機能型居宅介護施設等開設助成金額(基準年からの累計)				単位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		19,083	37	目標	6,417	7,083	7,083	10,083
				実績	1,667	2,333		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	12,083	13,083	14,583	17,083	18,583	19,083
	実績							
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	助成金額の実績により、事業の実施状況を確認することができる。助成金の支出予定金額(当初予算)が、介護保険事業計画における施設整備計画数を反映しているため、これを目標値とする。(平成33年度以降については推計値であり、第8期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。)							
	目的に対する指標(成果指標)	指標	施設整備数(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)				単位	施設数
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31
		10	37	目標	11	14	8	9
				実績	7	8		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	9	9	10	10	10	10
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
施設整備数により、本事業の成果を確認することができる。目標値は介護保険事業計画における施設整備計画数とする。(平成33年度以降については推計値であり、第8期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。)								
財政面〔決算額〕(単位:千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	1,667	666						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 新規施設整備数により変動する。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整備するため、小規模多機能型居宅介護施設等の充足が求められている。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護施設等の整備促進を行っているが、介護人材の不足等の理由により、新規施設整備が進みにくい状況にある。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	類似事業はあるが統合等は望ましくない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
国から一層の在宅介護の充実を求められており、地域ニーズに合った小規模多機能型居宅介護施設等の整備促進を図っている。					
中間・最終年度の講評	第7期介護保険事業計画において目指す「地域包括ケアシステムの充実」には、地域密着型サービスの充実が欠かせない。地域密着型サービスの1つである小規模多機能型居宅介護施設等については、今後もより地域のニーズに合った整備と開設後の運営に係る補助事業の充実を図り、整備を促進する必要がある。				
今後の方向性	施設の計画的な整備を推進する。補助事業を継続し、積極的な民間参入を目指す。				

平成30年度 補助金評価シート

補助金名称	小規模多機能型居宅介護施設等開設助成						主管課・係（担当）		
根拠法令	墨田区地域密着型サービス施設整備等補助要綱						介護保険課管理・計画担当		
事業概要	小規模多機能型居宅介護施設や看護小規模多機能型居宅介護施設の整備を促進するため、運営事業者にとって特に負担の大きい開設当初の運営経費等を補助する。						03-5608-6924		
							事業の終期		
							平成37年度		
必要性・妥当性	区民のニーズ								
	高齢者人口の増により、小規模多機能型居宅介護施設等のニーズは年々増加傾向にある。								
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）								
	開設当初の運営経費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。								
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指 標		小規模多機能型居宅介護施設等開設助成金額（基準年からの累計）				単 位	千円
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
		72,083	37		目標	6,417	7,083	7,083	10,083
					実績	1,667	2,333		
				H32	H33	H34	H35	H36	H37
				目標	12,083	13,083	14,583	17,083	18,583
			実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由								
	助成金額の実績により、事業の実施状況を確認することができる。助成金の支出予定金額（当初予算）が、介護保険事業計画における施設整備計画数を反映しているため、これを目標値とする。（平成33年度以降については推計値であり、第8期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。）								
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標		施設整備数（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）				単 位	施設数
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	H31	
		10	37		目標	11	14	8	9
				実績	7	8			
			H32	H33	H34	H35	H36	H37	
			目標	9	9	10	10	10	
		実績							
指標の選定理由及び目標値の理由									
施設整備数により、本事業の成果を確認することができる。目標値は介護保険事業計画における施設整備計画数とする。（平成33年度以降については推計値であり、第8期以降の介護保険事業計画の策定により、目標値は変動する可能性がある。）									
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34		
	1,667	666							
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 新規施設整備数により変動する。					
施策への関連性	開設当初の運営経費等の補助を行うことで、事業参入の促進を図り、区民の方が住み慣れた地域で介護サービスを利用できる環境を整える。								

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		

判断理由
 急速な高齢化への対応及び住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境を整備するため、小規模多機能型居宅介護施設等の充足が求められている。

2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確

判断理由
 介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護施設等の整備促進を行っている。

3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	該当なし
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		

判断理由
 国から一層の在宅介護の充実を求められており、地域ニーズに合った小規模多機能型居宅介護施設等の整備促進を図っている。

<p>【評価結果】</p> <h1 style="font-size: 2em;">現状維持・拡充</h1>	
--	--

中間・最終年度の講評
 第7期介護保険事業計画において目指す「地域包括ケアシステムの充実」には、地域密着型サービスの充実が欠かせない。地域密着型サービスの1つである小規模多機能型居宅介護施設等については、今後もより地域のニーズに合った整備と開設後の運営に係る補助事業の充実を図り、整備を促進する必要がある。

今後の方向性
 施設の計画的な整備を推進する。補助事業を継続し、積極的な民間参入を目指す。

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者生活支援型日常生活用具給付事業	13						
事業概要	高齢者に日常生活用具を給付することにより、在宅での自立した生活を支援する。 ・要介護認定で「非該当」と認定された方に腰掛便座等を給付 ・歩行に障害が認められた方にシルバーカーを給付 ・限度額 生涯10万円 ・本人負担額 課税状況により1割または2割	主管課・係(担当)						
		高齢者福祉課支援係 03-5608-6168						
施策への関連性	65歳以上で在宅の者に対して日常生活用具を給付することで、介護予防及び自立生活の支援を図り、在宅での生活を援助する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の「外出を控えている理由」の質問に対し、「足腰などの痛み」と回答した方が60.5%おり、ニーズが高いと言える。							
	代替可能性の状況(区が実施する必要性等)							
	給付業務は区内の業者と協定を締結している。これにより、必要に応じて高齢者宅でデモンストレーションを行う、区内施設へのシルバーカー展示への協力、区が提示した提供価格での納品等が可能であり、民間事業者等の代替可能性は低い。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指 標	事業周知の回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目 標	3	3	3	
				実 績	3	3		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目 標	3	3	3	3	3
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	事業者連絡会、包括連絡会等において事業の周知を図る。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指 標	日常生活用具給付件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		621	37	目 標	627	627	636	636
			実 績	610	607			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目 標	635	633	630	626	624	621
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
シルバーカーの給付は積極的な外出を促し、介護予防の一助となる。入浴補助用具等の給付は日常生活の不便を解消し、在宅で生活を続けることに資する。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	11,899	11,759						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 例年、ほぼ一定である。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
区内の業者との協定締結により、必要に応じて高齢者宅でのデモンストレーションの実施、区内施設へのシルバーカー展示への協力、区が提示した提供価格での納品等が可能であり、民間事業者等の代替可能性は低い。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
ほぼ目標値に近い実績があり、この事業は有効である。用具の給付により、積極的な外出と日常生活の不便解消に資する。		5	4	3	3
3 効率性・経済性		効果測定及び改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	未測定				
判断理由					
入浴補助用具等は要介護認定で非該当の方を対象にしている。また、シルバーカーは介護保険でレンタル・購入できる福祉用具ではないため、介護保険事業の対象とは異なる。					
中間・最終年度の講評	シルバーカーは、今後給付件数が増加すると予想される。本事業はより安全な外出の機会の確保及び居宅生活を支援している。				
今後の方向性	継続する中で、様々なニーズに応じたシルバーカーの給付も検討し、利用者のニーズに答えていく。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	介護保険特別対策事業（生計困難者軽減）						15	
事業概要	介護サービスを利用した生計困難者の本人負担分を軽減（事業者負担）し、その事業者に対し、負担分の一部を公費により補助する。事業者が利用者の自己負担額の1/4を軽減し、その軽減額の1/2を区が補助する。区が補助した額の1/2を都が補助する。（うち、社福事業者の本来受領額の10%を超過した額の3/4を国が補助する。）						主管課・係（担当）	
							介護保険課給付・事業者担当	
							内線3482	
施策への関連性	介護サービスが必要な低所得者が、自己負担額の軽減を受けることにより、安心して介護サービスを利用することができるようになる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	月に1件程度、新規のケースについて相談がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	国の補助事業及び都の補助事業として、区が実施している。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	補助対象事業者数				単位	事業者
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		30	37	目標 実績	30 17	30 16	30	30
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	30	30	30	30	30	30
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	介護サービス費の軽減を行う事業者が増えることで、利用者にとって事業者の選択肢が増える。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	軽減事業対象者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		50	37	目標 実績	50 17	50 17	50	50
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	50	50	50	50	50	50
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	軽減の対象者が増えることで、低所得者の介護サービス利用の支援が広がる。							
	財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
490		495						
H35		H36	H37	〔予算の傾向〕 軽減対象者の特養ホーム入所等により、微増した。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	必須で裁量余地なし				
判断理由					
国、東京都から軽減実施の指導があるため。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
事業者の軽減額の1/2を補助金として支出している。		5	4	4	4
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ない				
判断理由					
低所得者に対する救済制度であるため。					
中間・最終年度の講評	生計が困難な低所得者が必要な介護保険サービスを利用するための一助となる制度であり、事業者が軽減額を負担しているため、区の助成は不可欠である。				
今後の方向性	制度の周知を図り、継続する。				

平成30年度 補助金評価シート

補助金名称	墨田区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業補助金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業補助要綱						介護保険課給付・事業者担当	
事業概要	介護サービスを利用した生計困難者の本人負担分を軽減（事業者負担）し、その事業者に対し、負担分の一部を公費により補助する。 事業者が利用者の自己負担額の1/4を軽減し、その軽減額の1/2を区が補助する。区が補助した額の1/2を都が補助する。（うち、社福事業者の本来受領額の10%を超過した額の3/4を国が補助する。）						5608-6149	
							事業の終期	
							37年度	
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	利用者からの軽減対象の条件等、月に1件程度の相談がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	東京都の補助事業として、区が実施している。							
有効性・適格性	手段に対する指標 (活動指標)	指標	補助対象事業者数				単位	事業者
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		15	37	目標 実績	15 7	15 6	15	15
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	15	15	15	15	15	15
		実績						
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	介護サービス費の軽減を行う事業者が増えることで、利用者にとって事業者の選択肢が増える。							
	目的に対する指標 (成果指標)	指標	軽減事業対象者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		50	37	目標 実績	50 17	50 16	50	50
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	50	50	50	50	50	50
		実績						
		指標の選定理由及び目標値の理由						
軽減の対象者が増えることで、低所得者の介護サービス利用の支援が広がる。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	30	24						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 補助対象事業者数、軽減対象者数の実績減に伴い、減少している。				
施策への関連性	介護サービスが必要な低所得者が、自己負担額の軽減を受けることにより、安心して介護サービスを利用することができるようになる。							

1 必要性・妥当性			5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している	
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している	
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する	
区の施策目標の実現に寄与しているか	している			
判断理由				
東京都の補助事業であり、軽減実施についても指導があるため。				
2 有効性・適格性			5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている	
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし	
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある	
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確	
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定のための具体的な目標・指標が明確か	明確	
判断理由				
事業者が軽減した額の1/2を補助金として支出している。				
3 効率性・経済性			5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある	
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している	
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である			
判断理由				
低所得者に対する救済制度であるため。				
【評価結果】				
現状維持・拡充				
中間・最終年度の講評	都の補助事業を区が行うものであるが、生計が困難な低所得者が必要な介護保険サービスを利用するための一助となる制度であり、事業者が軽減額を負担しているため、区の助成は不可欠である。			
今後の方向性	制度の周知を図り、継続する。			

平成30年度 補助金評価シート

補助金 名称	墨田区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金						主管課・係（担当）	
根拠法令	墨田区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱						介護保険課給付・事業者担当	
事業概要	介護サービスを利用した生計困難者の本人負担分を軽減（事業者負担）し、その事業者に対し、負担分の一部を公費により補助する。 事業者が利用者の自己負担額の1/4を軽減し、その軽減額の1/2を区が補助する。区が補助した額の1/2を都が補助する。（うち、社福事業者の本来受領額の10%を超過した額の3/4を国が補助する。）						5608-6149	
							事業の終期	
							37年度	
必要性・ 妥当性	区民のニーズ 利用者からの軽減対象の条件等、月に1件程度の相談がある。 代替可能性の状況（区が実施する必要性等） 国及び東京都の補助事業として、区が実施している。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	補助対象事業者数				単位	事業者
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		15	37	目標	15	15	15	15
				実績	8	10		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	15	15	15	15	15	15
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	介護サービス費の軽減を行う事業者が増えることで、利用者にとって事業者の選択肢が増える。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	軽減事業対象者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		50	37	目標	50	50	50	50
				実績	17	17		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目標	50	50	50	50	50	50
実績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
軽減の対象者が増えることで、低所得者の介護サービス利用の支援が広がる。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	460	471						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 軽減対象者の特養ホーム入所等により微増している。				
施策への 関連性	介護サービスが必要な低所得者が、自己負担額の軽減を受けることにより、安心して介護サービスを利用することができるようになる。							

1 必要性・妥当性		5	
区が実施する理由があるか	ある	目的が政策上の位置付けと整合しているか	している
目的・内容等が社会経済情勢に合致しているか	している	不特定多数の利益の増進に寄与するか	している
区民ニーズに即しており、公益上必要と認められるか	認められる	個人利益に対する利益に留まらず適切な対象範囲に波及するか	する
区の施策目標の実現に寄与しているか	している		
判断理由			
国、東京都の補助事業であり、軽減実施についても指導があるため。			
2 有効性・適格性		5	
経費、補助額の算定根拠が明確になっているか	なっている	交付機会の公平性や負担の公平性が確保されているか	されている
区が負担する割合として適切か	適切である	補助団体の活動内容が目的と合致しているか	該当なし
任意団体に対する補助の場合、自立化を促進するものであるか	該当なし	補助目的及び金額に見合う実績等の効果があるか	ある
補助目的が既に達成されていないか	されていない	目標及び見込まれる効果が明確か	明確
団体等が自らの財源で賄う範囲と区の支援範囲が明確となっているか	なっている	効果測定の具体的な目標・指標が明確か	明確
判断理由			
事業者が軽減した額の1/2を補助金として支出している。			
3 効率性・経済性		5	
類似する補助事業がないか	ない	地域社会や区民等へ波及効果があるか	ある
手続が過度に煩雑でないか	煩雑ではない	個人の経済的負担軽減の場合、実質的公平性を考慮しているか	している
目的に対する区の負担割合が適切か	適切である		
判断理由			
低所得者に対する救済制度であるため。			
【評価結果】			
現状維持・拡充			
中間・最終年度の講評	都の補助事業を区が行うものであるが、生計が困難な低所得者が必要な介護保険サービスを利用するための一助となる制度であり、事業者が軽減額を負担しているため、区の助成は不可欠である。		
今後の方向性	制度の周知を図り、継続する。		

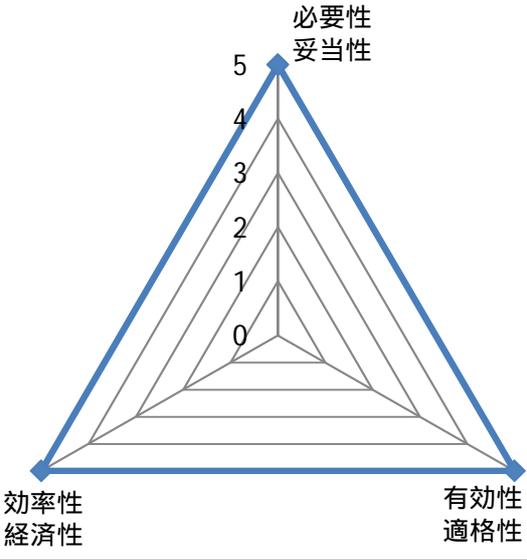
平成30年度 事務事業評価シート

施策	434	高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位					
事務事業	高齢者サービス調整推進事業（介護保険サービス利用前環境整備）					16		
事業概要	根拠要綱：墨田区介護保険サービス利用前環境整備事業実施要綱 内容：不衛生な環境にいる高齢者で介護保険の在宅サービスを利用するにあたって、自己が大掃除、片付けを行うことが困難な者に対して、介護保険サービス利用前環境整備を行い、衛生状態の改善、健康を回復させるとともに、介護保険サービスの利用を容易にすることを目的とする。					主管課・係（担当）		
						高齢者福祉課相談係		
						03-5608-6174		
施策への関連性	在宅サービスを必要とする者に対して大掃除サービスを実施し、対象者の衛生及び健康状態を回復させ、在宅サービスを受けやすい環境を作ることにより、高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境につながる。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	国、都、同種の事業はなく、また民間事業者による代替は費用負担が高額なため利用が困難である。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	清掃件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標	3	3	3	
				実績	0	2		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	3	3	3	3	3
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	本事業は、申請者や関係機関などから連絡を受け条件に該当するケースを必要に応じて支援するため、相談件数はあるものの事業対象とならないことも多い。近年の申込数や実績を考慮して各年度目標値を3件とした。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	介護保険サービス導入数				単位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
3		37	目標	3	3	3		
			実績	0	2			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	3	3	3	3	3	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、高齢者の衛生状態の改善、健康の回復とともに、介護保険サービスの利用を容易にすることを目的としている。このため、本事業を利用した清掃件数と介護保険在宅サービス導入数を活動指標と成果指標とし、目標値を同値とした。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	262	196						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 条件に該当するケースを必要に応じて支援していくため、予算額は前年度と同額としている。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
国、都、同種の事業は無く、また民間事業者による代替は費用負担が高額なため利用が困難である。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
相談はあるが、事業対象外のことが多い。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
当該高齢者及び近隣住民の衛生面、環境面の回復とともに、在宅介護保険サービス導入が容易となる。					
中間・最終年度の講評	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が地域で安心して地域で暮らし続ける環境を作るために、介護保険サービスの導入に向けた低所得高齢者世帯への環境整備支援は必要である。				
今後の方向性	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が今後さらなる増加が予測されるため、本事業へのニーズは高い。引続き、不衛生な環境に居住している高齢者に対し、介護保険サービスが導入できる環境を整えられるよう支援を行っていく。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	434 高齢者が安心して地域で暮らし続ける環境をつくる	部内優先順位						
事務事業	高齢者サービス調整推進事業（特別養護老人ホーム入所希望者調整）	17						
事業概要	平成15年4月、墨田区特別養護老人ホーム入所手続要綱及び入所指針施行。平成20年4月及び平成25年11月、入所判定基準改正。平成20年10月、待機者特別対策開始 入所判定基準を設けて施設利用の公平性と透明性を確保する。近隣他県等の特養・老健と区民受入体制を構築する。	主管課・係（担当）						
		高齢者福祉課相談係 03-5608-6171						
施策への関連性	真に特養への入所が必要な高齢者が優先的に入所できるよう入所判定基準を設けて施設利用の公平性と透明性を確保する。待機者特別対策として近隣他県等の特養・老健と連携し特に早急な入所を要する区民受入体制を構築することで、区民が安心感を持ち、自宅での介護・生活の継続に寄与する。							
必要性・妥当性	区民のニーズ							
	特養入所申込者数及び待機者数は今後も高値維持が見込まれるため、区が主体となり、真に特養への入所が必要な高齢者が優先的に入所できるように入所判定基準を設けて施設利用の公平性と透明性を確保するとともに、待機者管理を厳密に行い、施設間の情報共有を図ることで入所の円滑な実施を図る必要がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	高度な個人情報を取扱い、入所判定基準を設けて優先度判定を行う本事業は区が実施することが適切である。また、待機者特別対策としての区民受入体制構築は近隣他県等の施設との連携必須であり、必然的に他自治体との連携が発生するため、区が実施することが適切である。							
有効性・適格性	手段に対する指標（活動指標）	指標	入所検討委員会の開催				単位	回
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		3	37	目標	3	3	3	3
				実績	3	3		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	3	3	3	3	3
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	特別養護老人ホーム入所手続要綱の定めにより入所検討委員会を実施する。							
	目的に対する指標（成果指標）	指標	特養入所者数（待機者対策含む）				単位	人
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
260		37	目標	200	344	290	260	
			実績	207	308			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	260	260	260	260	260	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
平成29年度「木下川吾亦紅（定員144名）」開所に伴い、同年度は入所者数大幅増が見込まれたが、介護人材確保が難航し29年度末時点でフルオープンできなかったため、入所者数も想定を下回った。平成30年度中の同施設フルオープンが見込まれるため、平成30年度は定員（区内・区外優先ベッドを併せて計893床）の2～3割強が入所すると予想される。								
財政面〔決算額〕（単位：千円）	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	198	166						
	H35	H36	H37	平成30年度に入所判定基準改正に伴う再申請・再判定を予定しているため通信運搬料等を増額する。他の年度は平成29年度と同程度と見込まれる。				

1 必要性・妥当性								
区民ニーズの有無	ある							
代替可能性の有無	ない							
区が実施すべき強い理由があるか	ある							
判断理由								
入所申込者数・待機者数は高値維持である。入所優先度の判定は公平性・透明性を確保しながら高度な個人情報をもとに行うため、区が実施するのが適切である。								
2 有効性・適格性								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している							
指標は目標値を満たしているか	満たしている							
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある							
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果			
待機者特別対策として近隣他県等の特養・老健等との連携により、29年度は94名の方を近隣他県等の特養等への入所へ繋げることができた。		5	5	5	5			
3 効率性・経済性		現状維持の上継続						
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない							
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない							
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある							
判断理由								
類似事業はない。コストは入所検討委員会委員報酬・通信運搬料等必要最低限の経費のみ。待機者特別対策により困難な待機状況の改善が図れ、区民の安心感につながっている。								
中間・最終年度の講評	類似事業がなく、コストも必要経費のみ。公平・透明な入所の仕組みを行政主体で実施することで、真に入所が必要な方の優先的な入所と待機者管理を厳密に行える。待機者特別対策により区民に安心感を与えると共に、既存施設で入所ニーズに応えることが可能となる。							
今後の方向性	特養待機者の施設入所希望に応えられるよう、区内の既存施設との待機者情報等の共有を図るとともに、近隣他県等の特養・老健等との連携も強化していく。							